

会 議 録

□全部記録 ■要点記録

会議名	令和3年度 第2回 姫路市景観・広告物審議会
開催日時	令和3年7月7日（水）10時～11時30分
開催場所	姫路市役所本庁舎10階 大会議室
出席者又は欠席者	<p>(出席委員)</p> <p>安枝会長、岩田委員、清水（陽）委員、橋寺委員、藤本委員、土居委員、八木（規）委員、濱田委員、上田委員、鷺尾委員、汐田委員、川原委員、塩本委員、八木（有）委員</p> <p>(事務局)</p> <p>三輪局長、加藤部長、松浦課長、増田係長、内藤係長、小寺技術主任、川崎技師、梅宮主事補</p> <p>(欠席委員)</p> <p>赤澤委員、田原委員、澤田委員、清水（大）委員、長谷川委員</p>
傍聴の可否及び傍聴人数	一部傍聴不可（デザイン部会の委員指名、報告2） 傍聴人数 1名
議案又は案件及び結論等	<ul style="list-style-type: none"> ・姫路市景観施策の概要（報告） ・デザイン事前協議の結果について（報告）
議案の全部内容又は進行記録	<p>(事務局)</p> <p>(過半数の委員の出席による審議会成立及び傍聴者の報告) (資料の確認)</p> <p>会長及び会長職務代理者の選任については、景観・広告物審議会条例第7条により会長は委員の互選により選任し、また、会長職務代理者は同条により会長が指名することとなっている。 会長選任について、どなたか意見はないか。</p> <p>(委員)</p> <p>安枝委員を推薦する。</p> <p>(事務局)</p> <p>ただいま、安枝委員をご推薦いただいたが、いかがか。</p> <p>(委員一同)</p> <p>異議なし。</p> <p>(事務局)</p> <p>委員の皆様の賛同により、安枝委員を会長に選任し、以後の進行をお願いしたい。</p>

(会長)	まず、会長職務代理者を決めたい。田原委員にお願いしたいと思うが、いかがか。
(委員一同)	異議なし。
(会長)	では、会長職務代理者は田原委員にお願いする。 まず会議録の署名押印について、鷲尾委員、八木（有）委員にお願いしたい。
(会長)	次にデザイン部会の委員を指名について、「デザイン部会の概要」を含め「委員の指名」について事務局より説明願う。
(事務局)	（「デザイン部会の概要」「デザイン部会の委員の指名」について説明）
(会長)	デザイン部会の会議及び委員は非公開との説明があったが、委員の指名についても非公開としたい。
(会長)	（デザイン部会の委員指名（非公開））
(会長)	それでは報告事項の1項目目の『姫路市景観施策の概要』について事務局より説明願う。
(事務局)	『姫路市景観施策の概要』について説明。
(会長)	ただいまの事務局の説明だが、施策の内容や実務の詳細あるいは昨年度、今年度の取り組みについて説明したものであった。 報告案件であるので、直接的な議論はしないが、何か意見や、質問はないか。
(委員)	令和3年度実施の事業で、都市景観形成基本計画の見直しというのがあるが、これは、資料集にある姫路市景観計画の見直しをするという認識であっているのか。
(事務局)	姫路市景観計画の見直しを行うわけではない。本市では、資料集に挟んでいる姫路市景観計画と、資料集には挟んでいないが姫路市都市景観形成基本計画があり、マスタープランとして本市全体の景観について広く定めている。姫路市景観計画では、基本計画から更に具体的に重点地区等を定め、個別の規制内容を定めている。現在は、この二つの計画によって景観施策を進めているが、この二つとは別に、当時（昭和51年）の建設省のモデル地区の事業に基づいて作成した姫路城周辺地区景観ガ

イドプランがある。本市では、景観法が定まった際に景観計画を定めているので、重点地区に対する施策が2つ存在している状態となっていた。この度の都市景観形成基本計画の見直しでは、このガイドプランが平成30年に目標年度を終了したことを契機に、ガイドプランの内容を精査し、継承すべき内容は継承したうえで、現在の基本計画や景観計画に反映させる作業を行うものである。

(委員) 姫路市景観重要建築物等の指定、保存にかかる助成のなかで、現在は41件を指定しているとあるが、今後更に増える可能性はあるのか。現在は、色々な場所の建築物を点で指定していると思うが、景観形成の目線で考えると、エリアとしての考え方も必要だと思う。エリアとして考えたときに、今後も増える可能性があるのかどうかという点を教えてほしい。

(会長) 建築物を指定するときにエリアが考慮されているのかどうか、もしくは建築物単体で判定をしているのかどうかということだったが、事務局より説明願う。

(事務局) 都市景観形成重要建築物等は、特にエリアの指定はしていない。指定要件としては、周辺地域の良好な景観に寄与しているもの、地域の住民に親しまれているもの等がある。ポツンと建っている建築物というよりは、その地域の特性や歴史、産業等、その地域らしさを外観に有しているもの、そして、その地域の住民に親しまれており、地域の町おこしの核となっている等、そういった特徴のある建築物を指定していきたい。今後もそういった建築物があるのであれば、指定を増やしていくつもりである。

(委員) 住民の人達にとって価値のあるという建築物に対して、皆で守っていかなければならないというのも大事だと思うが、持ち主にとっては、指定されているから保管をしていかなければならない等負担が多いなかで、分散すれば分散するほど税金を投入してやっていくことにどれだけ費用対効果があるのか。どちらかといえば、エリアを限定して残していく等、そういった考えがあるのか教えてほしい。

(事務局) 先ほど説明したように、都市景観重要建築物等に関しては、建物単体で指定をしている。ただ、エリアという形では、令和3年度より実施する姫路市都市景観形成基本計画の見直しのなかで、野里街道地区のような、姫路城の周辺で新たにエリアを指定できるような場所がないかを検討していくつもりである。

(会長) 他に質問はないか。なければ次に移りたい。

(委員一同) 質問なし。

(会長)	それでは、報告事項『デザイン事前協議の結果について』事務局より説明願う。 <<報告2は非公開>>
(会長)	本日はこれをもって終了する。事務局に進行をお返ししたい。 委員の皆様、本日はありがとうございました。
(事務局)	(閉会挨拶)